

狩猟免許を取得し「有害鳥獣捕獲事業」に参加しませんか？

町では、狩猟免許保有者（猟友会）の協力を得て、有害鳥獣捕獲事業を実施しておりますが、野生動物による農作物等への被害は年々増加しており、また猟友会員の高齢化も相まって、捕獲従事者の確保が困難な状況にあります。

そこで、町内に住民票を有し、新規若しくは追加で狩猟免許を取得する方を対象に、翌年度の有害鳥獣捕獲事業に参加することを条件として、狩猟免許講習会（10,000円/回）及び、申請手数料（新規：5,200円/1猟種、追加：3,900円/1猟種）の全額を助成します。

希望する方は、県が実施する狩猟免許試験の申し込み前に、町に対し補助金の申請をする必要があります。詳細については、林務水産課までお問い合わせ下さい。

電話 0994 (67) 4513 (直通)

狩猟免許試験の内容については、県（大隅地域振興局 林務水産課）へお問い合わせ下さい。

電話 0994 (52) 2162 (直通)

【狩猟免許試験日程】

第1回 令和2年7月19日（日）鹿屋市農業研修センター 他6会場（申請期間6/8～7/3）

第2回 令和2年8月30日（日）曾於市大隅中央公民館 他6会場（申請期間7/20～8/14）

第3回 令和3年1月31日（日）鹿児島県庁講堂（申請期間12/14～1/15）

クレジットカードの利用明細書は必ず確認しましょう 心配な時は消費生活相談窓口へご相談ください

相談事例

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細書を確認したところ、20万円以上の請求があり、ほとんど心当たりがない請求だった。改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求があった。不正利用ではないかと思う。明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。

トラブルを防ぐために

- クレジットカード会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。クレジットカード会社の調査により、第三者による不正利用だったことが分かる場合もあります。
- 警察にも被害届を出しましょう。
- 一般的にクレジットカード会員規約の中に支払い免除や補償について記載されていますが、補償期間が定められているようです。補償対象になっても期間を過ぎると応じてもらえませんので、利用明細書をこまめに確認することが大切です。

■お問い合わせ先：肝付町消費生活相談窓口 ☎ 0994(67)2116（産業創出課内）
消費者ホットライン ☎ 188